

8

銭函(一部を除く)・張碓町・  
春香町・新光町419~470番地 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光管・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

# 令和3年4月から 令和4年3月まで 収集カレンダー

**4**

月	火	水	木	金
・	・	・	可燃 1	かん等 2
可燃 5	プラ類 6	7	可燃 8	紙類 9
可燃 12	プラ類 13	不燃 14	可燃 15	かん等 16
可燃 19	プラ類 20	21	可燃 22	紙類 23
可燃 26	プラ類 27	不燃 28	可燃 29	かん等 30

**5**

月	火	水	木	金
可燃 3	プラ類 4	5	可燃 6	紙類 7
可燃 10	プラ類 11	不燃 12	可燃 13	かん等 14
可燃 17	プラ類 18	19	可燃 20	紙類 21
可燃 24	プラ類 25	26	可燃 27	かん等 28
可燃 31	・	・	・	・

**6**

月	火	水	木	金
・	プラ類 1	2	可燃 3	紙類 4
可燃 7	プラ類 8	不燃 9	可燃 10	かん等 11
可燃 14	プラ類 15	16	可燃 17	紙類 18
可燃 21	プラ類 22	不燃 23	可燃 24	かん等 25
可燃 28	プラ類 29	30	・	・

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

**7**

月	火	水	木	金
・	・	・	可燃 1	紙類 2
可燃 5	プラ類 6	不燃 7	可燃 8	かん等 9
可燃 12	プラ類 13	14	可燃 15	紙類 16
可燃 19	プラ類 20	不燃 21	可燃 22	かん等 23
可燃 26	プラ類 27	28	可燃 29	紙類 30

**8**

月	火	水	木	金
可燃 2	プラ類 3	不燃 4	可燃 5	かん等 6
可燃 9	プラ類 10	11	可燃 12	紙類 13
可燃 16	プラ類 17	不燃 18	可燃 19	かん等 20
可燃 23	プラ類 24	25	可燃 26	紙類 27
可燃 30	プラ類 31	・	・	・

**9**

月	火	水	木	金
・	・	不燃 1	可燃 2	かん等 3
可燃 6	プラ類 7	8	可燃 9	紙類 10
可燃 13	プラ類 14	不燃 15	可燃 16	かん等 17
可燃 20	プラ類 21	22	可燃 23	紙類 24
可燃 27	プラ類 28	不燃 29	可燃 30	・

**10**

月	火	水	木	金
・	・	・	・	かん等 1
可燃 4	プラ類 5	6	可燃 7	紙類 8
可燃 11	プラ類 12	不燃 13	可燃 14	かん等 15
可燃 18	プラ類 19	20	可燃 21	紙類 22
可燃 25	プラ類 26	不燃 27	可燃 28	かん等 29

**11**

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	3	可燃 4	紙類 5
可燃 8	プラ類 9	不燃 10	可燃 11	かん等 12
可燃 15	プラ類 16	17	可燃 18	紙類 19
可燃 22	プラ類 23	不燃 24	可燃 25	かん等 26
可燃 29	プラ類 30	・	・	・

**12**

月	火	水	木	金
・	・	1	可燃 2	紙類 3
可燃 6	プラ類 7	不燃 8	可燃 9	かん等 10
可燃 13	プラ類 14	15	可燃 16	紙類 17
可燃 20	プラ類 21	不燃 22	可燃 23	かん等 24
可燃 27	プラ類 28	29	可燃 30	31

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

**1**

月	火	水	木	金
3	プラ類 4	不燃 5	可燃 6	紙類 7
可燃 10	プラ類 11	12	可燃 13	かん等 14
可燃 17	プラ類 18	不燃 19	可燃 20	紙類 21
可燃 24	プラ類 25	26	可燃 27	かん等 28
可燃 31	・	・	・	・

**2**

月	火	水	木	金
・	プラ類 1	不燃 2	可燃 3	紙類 4
可燃 7	プラ類 8	9	可燃 10	かん等 11
可燃 14	プラ類 15	不燃 16	可燃 17	紙類 18
可燃 21	プラ類 22	23	可燃 24	かん等 25
可燃 28	・	・	・	・

**3**

月	火	水	木	金
・	プラ類 1	不燃 2	可燃 3	紙類 4
可燃 7	プラ類 8	9	可燃 10	かん等 11
可燃 14	プラ類 15	不燃 16	可燃 17	紙類 18
可燃 21	プラ類 22	23	可燃 24	かん等 25
可燃 28	プラ類 29	不燃 30	可燃 31	・

※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までに出してください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件をすべて満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1m<sup>3</sup>(100リットル)以下のもの。
- (計算方法:縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- 透明・半透明の袋や段ボールに入れ貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集依頼してください。(有料となります)

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	64-5300
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677